# 2 議 会

# 議会構成

1 議 員(現議員の任期:令和元年5月2日~令和5年5月1日)

(1) 議員数

・条 例 定 数 40人 (H21. 3.11制定・H23一般選挙から施行)

•現 員 数 40人

(2) 党派·会派別議員数

(R4.4.1現在)

党派 会派	自 由 民主党	公明党	国 民 民主党	日 本共産党	社 会 民主党	立 憲 民主党	無所属	計
市民クラブ			4		2	1	2	9
自 民 創 生	8						1	9
明政クラブ							8	8
公 明 党		6						6
令 和 長 崎							4	4
日本共産党				3				3
憲 政 会	1							1
計	9	6	4	3	2	1	15	40

(3) 年齢別議員数

(R4.4.1現在)

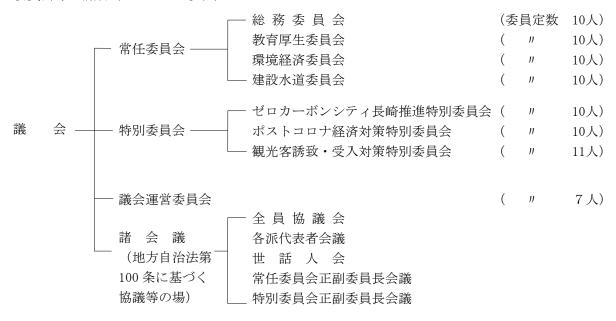
年	齢	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	平 均	最年長	最年少
人	員	0	1	4	12	14	6	3	61.4歳	84歳	34歳

(4) 当選回数別議員数

当道	國数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期
人	員	8	8	9	7	4	1	0	1	0	1	1

## 2 委員会等

(1) 委員会等の構成(R4.4.1 現在)



## (2) 常任委員会·特別委員会

(R4.4.1現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任	期
総務委員会	防災危機管理室、情報政策推進室、出納室、秘書広報部、企 画財政部、総務部、理財部、市民生活部、中央総合事務所、 東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙 管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並 びに他の委員会の所管に属しない事項		
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	1	年
環境経済委員会	環境部、商工部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の 所管に属する事項		
建設水道委員会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項		
ゼロカーボンシティ長崎推進特別委員会	ゼロカーボンシティ長崎推進について	調	查
ポストコロナ経済対策特別委員会	ポストコロナ経済対策について	終	了
<ul><li>観光客誘致・受入対策</li><li>特別 委員 会</li></ul>	観光客誘致・受入対策について	ま	で

## (3) 議会運営委員会

協	議	事	項	1 議会の審議日程(会期の決定、延長、休会等)に関すること 2 議事日程に関すること 3 付議事件に関すること 4 議案等の取り扱い(付託委員会の分類等)に関すること 5 一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること 6 選挙、選任に関すること 7 議事運営上問題となった事件等に関すること 8 議員の派遣に関すること 9 その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること
		員区	の 分	定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数に応じて選出。正・副議長には出席要請し、2人又は3人会派についても、委員外議員として1人の出席を要請することがある。  「所属議員数 委員数 4人~8人 1人9人~15人 2人16人~21人 3人22人以上 4人
設置	置 の	根	拠	長崎市議会委員会条例
任			期	1 年

# (4) 諸会議(地方自治法第100条に基づく協議等の場)

名 称	目的	構成員	設置の根拠
全員協議会	市政及び議会の重要事項に関する協 議又は調整を行う。	全議員	
各派代表者会 議	高度に政治的な重要事項に関する協 議又は調整を行う。	議長、副議長、2人以上の会派の代表者1人(ただし、16人以上の会派は2人)及び議会運営委員長	
世話人会	議会の選挙、人事及びその他議会の 庶務に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員 及び4人未満2人以上の会派 から1人	長崎市議会 会議規則第127条
常任委員会 正副委員長 会 議	常任委員会の運営及び活動等に関する事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、常任委員長、 常任副委員長、議会運営委員 長及び議会運営副委員長	
特別委員会 正副委員長 会 議	特別委員会の運営及び活動等に関する事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、特別委員長、 特別副委員長、議会運営委員 長及び議会運営副委員長	

# 議会運営

#### 1 定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

初日 (招集日)	2日間	4日間	4日間	1日間	最 終 日
本 会 議 (議 案 上 程) 委員会付託)	休 会 (議案研究)	本 会 議 (市政一般質問)	委 員 会 (付託案件審査)	休 会 (議事整理)	本 会 議 (委員長報告)

- ※ 2月又は3月定例会の会期は、当初予算審査のため委員会は6~8日間程度
- ※ 9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

## 2 会議時間

午前10時から午後5時まで(長崎市議会会議規則第9条)

## 3 一般質問

(H18.11.27・R元.6.17議会運営委員会決定)

		(1110,11, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	1.0.11成五是百女只五八九/								
- J	2月又は3月定例会(i	改選の年は6月定例会)	左記以外の定例会								
分 分	会派代表質問	個 人 質 問	個 人 質 問								
通告期間	招集告示日の翌日(本市 から招集日の本会議終了後	の休日を除く)の午後1時 概ね1時間後まで	招集告示日の翌日(本市の 休日を除く)の午後1時から 招集日の午後1時まで								
	※『運用1』										
所 要 日 数		概ね4日間									
会派持ち時間	(各定例会	ごと) 会派所属人数×30分	※『運用2』								
発 言 時 間 (理事者答弁 を含む)	2人会派 60分 3人以上の会派 90分 ※『運用3』	原則60分 ただし、1 会派につき 1	人のみ30分の質問ができる								
発 言 者 数	会派の代表1人	会派の持ち時間から代表 質問時間を差し引いた時間 の範囲で人数調整を行う。	会派持ち時間の範囲で人 数調整して行う。								
発 言 順 位	多数会派順 ※『運用 4』	抽	選								
関 連 質 問	通告時間の制限内におい	て、同一会派の議員に限り認	める								
質問方法		して各項目にわたり一括して質 問は、各項目ごとの一問一答も	問を行い、理事者からの答弁を 行うことができる								
発言通告書の記載内容		件名及び内容を明記									

『運用1』: 招集告示日が通常(招集日の7日前)より前の場合、通常の招集告示日の翌日(招集日の6日

前)の午後1時からとする。

『運用2』:一会派において、一定例会で残した時間(会派持ち時間-会派の質問通告時間の合計)が30分

以上の場合は、30分を次の定例会に限り持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』:会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用4』:同数会派は、交互に行う。

#### 4 緊急質問

緊急質問は、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

#### 5 質疑の回数

原則として同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。

#### 6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。(各総合事務所は総務委員会の所管となるが、予算は、目的別に各常任委員会で審査する。)

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務 委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知 し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

#### (2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、 閉会中に審査を行う。また、各会計とも11月又は12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。(各総合事務所は、予算と同様)

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

#### 7 請願·陳情

- (1) 請願…… 会期中における請願の提出期限は、原則として一般質問終了日の前々日(土、日、祝日を除く)の正午までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。 採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。(ただし、改選年は2月又は3月定例会)なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。
- (2) 陳情…… 請願と同様の提出期限を設けている。持参された陳情は希望があったものは原則として 所管の委員会に送付するのが例であるが、法令等又は公序良俗に反するもの、過去に委員 会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの などに該当する場合は議長権限により委員会へ送付しないこととしており、付託する委員 会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

## 8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ 議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成 者には議会運営委員がなり、2人会派と3人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることが できる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

# 9 傍 聴

区分	内分	一般傍聴人	報道関係者
本	会	議場入口ホールにおいて、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記載し、 自由に傍聴することができる。	報道機関が本会議を傍聴するとき は、市政記者については、自社の腕 章を着用、市政記者以外の報道機関 については、議会事務局総務課にお いて、傍聴人受付簿に自己の社名及 び氏名を記載し、交付された市議会 腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が本会議 の傍聴を終えたときは、腕章を返還 しなければならない。
委	員	1 一般の傍聴人の定員は原則 7 人後列 し、傍聴席として委員会をおして、 を常設する。なおしてがいる。 に椅子席を常設するを勘案したががまた。 2 委員会を傍聴しようとする者には、 議会事務にはおびでは、 を会事務にはいび、 での交付は原則先着をとするがい。 一般の傍聴をの交付を受ければなるのでがは原則先着ることとが、 のでがは原則を超えることとが、 のをいい。 のを聴きのがは原則を超えることとが、 のな場合は、 のない。 のを聴きながい。 のを聴きながい。 のをいい。 のを聴きながい。 のを聴きながができる。 のを聴きなければなる。 のを聴きなければなる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがができる。 のをでしたがが、 のをでいるととといる。 のをでいるととといる。 のをでいるといる。 のをでいるといる。 のをでいるといる。 のをでいるといる。 のでのでは、 のではない。 のではないない。 のではないない。 のではない。 のではない。 のではないない。 のではないない。 のではない。 のではないない。 のではないないないない。 のではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	報道機関が委員会を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付簿に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。

# 議 会 活 動

## 1 議会の開催状況(令和3年)

(単位:件)

		会議	日数			ī	市長拐	出議	宏•	報告	(件)				議呂	提出	<b>議安</b>				·     ·	
議		本	委				1.20	C 1111 117X		ТКП	財	その	)他		成只	(件)	成木			会議	時間	
会の区分	会期 (日間)	<b>4 騰 ( 田)</b>	員会(日)	計	小計	条例	予算	人事	決算	契約	産取得処分	議案	報告等	諮問	条例等	意見書	決議	附带決議	請願	本会議	委員会	市 政 一般質問 (人)
計	73	25	26	233	224	45	44	8	15	13	6	51	42	1	2	4	0	0	2	54時間 6分	248時間 18分	代表 6 個人33
第1回定例会	2/22 ~3/12 19日間	5	8	67	65	17	25	3	0	1	2	9	8	0	2	0	0	0	0	14時間 10分	120時間 2分	代表 6
第2回臨時会	5/17 1日間	1	1	13	13	1	2	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	49分	4 時間 10分	
第3回定例会	6/11 ~6/30 20日間	7	6	39	39	11	6	2	0	4	1	4	11	0	0	0	0	0	0	17時間 39分	38時間 7分	個人16
第4回定例会	9/1 ~9/15 15日間	5	5	37	34	6	4	2	0	7	2	3	10	1	0	2	0	0	0	6 時間 13分	37時間 8分	個人4
第5回臨時会	9/28 1日間	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10分	1 時間 12分	
第6回定例会	11/24 ~12/10 17日間	6	5	76	72	10	6	1	15	1	1	34	4	0	0	2	0	0	2	15時間 5分	47時間 39分	個人13

<sup>※</sup>委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

<sup>※</sup>委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会は含めていない。

<sup>※</sup>継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

# 2 委員会等の開催状況(令和3年)

	区分		R3年(回)		<b>公</b> 業吐明
委員	員会名	計	開会中	閉会中	会議時間
	合計	119	87	32	321時間25分
	常任委員会	86	75	11	277時間 2分
$\overline{}$	総務	26	22	4	67時間13分
内	教育厚生	22	19	3	75時間49分
訳	環境経済	19	17	2	62時間54分
	建設水道	19	17	2	71時間 6分
	議会運営委員会	19	11	8	8時間29分
特別	川委員会	33	12	21	35時間54分
	長崎駅周辺整備・交通結節対策(令和2年設置)	1	0	1	7分
$\overline{}$	観光客誘致対策(令和2年設置)	1	0	1	6分
内	人口減少対策(令和2年設置)	1	0	1	2分
訳	長崎駅周辺整備・交通結節対策(令和3年設置)	10	4	6	9時間45分
	ポストコロナ経済対策(令和3年設置)	10	4	6	12時間38分
	ポストコロナ交流人口拡大対策(令和3年設置)	10	4	6	13時間16分

区分		R3年(回)		会議時間
会議名	計	開会中	閉会中	<b>云</b>
合計	14	8	6	2時間17分
各派代表者会議	3	1	2	50分
世話人会	10	6	4	1時間13分
全員協議会	1	1	0	14分

# 3 委員会の審査状況(令和3年)

(単位:件)

_	XXX 4 H 17/00 ( 1-14 - 17																1	
	区分					1	審	查		案	件							
		合	小	条	予	人	決	契	財産	そ	諮	意	決	附	請	報	調	陳
委員会名			計	州例	算	事	算	約	の取得処分	の他	問	总見 書	議	帯決議	E 願	抬	査	情
	合計	215	175	45	44		15	13	6	49	1				2	3	30	7
常任	£委員会	181	175	45	44		15	13	6	49	1				2			6
	総務	63	63	16	2		1	8	3	31	1				1			
内内	教育厚生	50	48	18	14		6	1	2	6					1			2
訳	環境経済	20	17	2	4		2	2	1	6								3
	建設水道	33	32	9	10		5	2		6								1
	分割付託	15	15		14		1											
議会	全運営委員会	1																1
特別	委員会	33														3	30	
	長崎駅周辺整備・交通結節対策 (令和2年設置)	2														1	1	
	観光客誘致対策 (令和2年設置)	2														1	1	
内	人口減少対策 (令和2年設置)	2														1	1	
訳	長崎駅周辺整備・交通結節対策 (令和3年設置)	9															9	
	ポストコロナ経済対策 (令和3年設置)	9															9	
	ポストコロナ交流人口拡大対策 (令和3年設置)	9															9	

<sup>※</sup>継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

# 4 全員協議会開催状況

·			
昭和60.10.7	セントポール市親善訪問団歓迎に ついて	平成13.11.14	セントポール市公式訪問団歓迎に ついて
61. 3. 22 62. 5. 13	ミデルブルフ市長歓迎について 議会選出監査委員の選出について	13. 12. 28	被爆地域拡大是正に関する状況報 告について
63. 3. 2	長崎市制100周年記念事業、長崎 「旅」博覧会について	14. 8.26	市町村合併に関するこれまでの経 過及び今後の取り組みについて
平成元. 1. 9	大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について	15. 5. 16	監査委員の選出について 市町村合併に伴う議員定数等につ
元. 4.20	ミデルブルフ市親善訪問団歓迎に	15. 8.11	いて
	ついて	16. 3. 1	市町村合併について(1市6町)
2. 1.19	本島長崎市長狙撃事件に関する声	16. 12. 22	監査委員の選出について
	明について	17. 3.11	市町村合併について(1市1町)
2. 6.27	長崎「旅」博覧会について	18. 12. 21	長崎市における経理処理の調査結
2. 12. 14	福州市友好代表団の歓迎について		果について
3. 5. 14	議会選出監査委員の選出について	19. 4.18	伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に
4.10.8	セントポール市親善訪問団歓迎に		関する声明等について
	ついて	19. 5.16	監査委員の選出について
5. 3. 4	公職選挙法及び政治資金規正法の	20. 4.18	故伊藤一長長崎市長の追悼につい
3. 3. I	改正について(説明会)	201 11 10	7
5. 3.24	監査委員の候補者の選出について	20. 11. 17	セントポール市公式訪問団歓迎に
5. 8. 12	長崎市立中央3小学校の統廃合に		ついて
	ついて	21. 11. 24	オリンピック招致可能性の検討に
5. 11. 4	制限付一般競争入札の試行につい		ついて
	て(説明会)	22. 4.13	ヴォスロール村公式訪問団歓迎に
6. 5. 6	築町3番街区市街地再開発事業につ		ついて
	いて	22. 7.20	福州市公式訪問団歓迎について
7. 8.28	新県立大学の設置問題について	23. 5.13	監査委員の選出について
9. 1.17	(仮称) いこいの里整備事業につ	25. 3. 4	監査委員の選出について
	いて	25. 9.18	「明治日本の産業革命遺産 九
9. 6.12	監査委員の選出について		州・山口と関連地域」のユネスコ
9. 12. 24	本市の水質検査に関する告発並び		への推薦資産決定について
	に新聞報道の件について	26. 3.27	MICE事業について
10. 3. 4	ミデルブルフ市長一行の歓迎につ	27. 5.13	監査委員の選出について
100 00 1	いて	27. 10. 7	セントポール市公式訪問団歓迎に
11. 5.17	監査委員の選出について	21.10. 1	ついて
12. 6. 19	被爆地域拡大是正の要請行動計画	29. 3. 3	監査委員の選出について
12. 0.19	版像地域拡入を止め安明行動計画 について	令和元. 5.13	監査委員の選出について
12. 10. 13	福州市友好都市提携20周年友好交	2. 3. 6	監査委員の選出にういて 長崎市における新型コロナウイル
14, 10, 13	流訪問団の歓迎について	۷. ۵. ۵	女崎川における利望コロテワイル
12. 12. 22	長崎県廃棄物公共関与事業につい	3. 3.11	たる 監査委員の選出について
14, 14, 44	で で	J. J. 11	血且女只少医山(こう)、(

# 5 審議案件議決状況等

# (1) 議員提出議案(令和3年)

議案番号	件名	議決月日 結 果	提出会派
議第1号	長崎市議会会議規則の一部を改正する規則	3. 9 原案可決	各派共同 全会一致
議第2号	長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	3. 9 原案可決	各派共同 全会一致
議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充 実を求める意見書について	9.10 可 決	各派共同 全会一致
議第4号	被爆体験者の認定・救済を求める意見書について	9.10 可 決	各派共同 全会一致
議第5号	離島振興法の改正・延長を求める意見書について	12. 10 可 決	各派共同 全会一致
議第6号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について	12. 10 可 決	各派共同 賛成多数 (除:令和長崎)

# (2) 請 願(令和3年)

議案番号	件名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請 願 第1号	後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実 施の中止を求める請願について	12 • 2	教育厚生	12 · 10	不採択
請願第2号	長崎市住民投票条例の制定に関する請願について	12 · 2	総務	12 · 10	不採択

# (3) 陳 情(令和3年)

議案番号	件名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第1号	養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 X IX 及び長崎奉行所西 役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備 に関する陳情 X について	2 · 22	環境経済	3 · 2
陳 情 第2号	式見小学校の旧式見中学校跡地への移転に関す る陳情について	6 · 11	教育厚生	6 · 17

議案番号	件名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第3号	長崎市市議会の議員定数の削減を求める陳情について	6 · 11	議会運営	6 • 22
陳 情 第4号	養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 X X 及び長崎奉行所西 役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備 に関する陳情 X I について	6 · 11	環境経済	6 · 17
陳 情 第5号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情 X II 及び養生所/ (長崎) 医学校等遺跡の保存・保護・整備・公 開に関する陳情 X X I について	9 • 1	環境経済	9 · 7
陳 情 第6号	個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件に付き早急に解決を望む陳情について	11 · 17	建設水道	12 · 6
陳 情 第7号	学校給食に関する陳情について	11 · 26	教育厚生	12 · 6
陳 情 第8号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情XIII及び養生所/ (長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公 開に関する陳情XXIIについて	11 · 30	議長供覧	-

# 6 公聴会開催状況

開催年月日	事件	開催委員会
昭44.5.8~5.9	建設水道委員会	
昭55. 11. 20	n .	II.
平12. 12. 15	上下水道料金改定について	11

# 7 聴聞会開催状況

開催年月日	事件		厚	見 催	委	員 会	<u>&gt;</u>	
昭44.2.8 水道料金改定について					道	委	員	会
昭46.12. 3 ふん尿処理手数料改定について				厚	生	委	員	会

開催年月日	事件			開催	委	員名		
昭48. 7. 25	公害防止条例の制定について	公:	害	対策	特	別多	委 員	会
昭49. 1. 22	市民生活安定緊急対策について	市 対	民策		舌 岁 別	y 定 委	緊員	急会
昭50.9.5	水道料金改定について	建	設	水	道	委	員	会
昭51. 3. 3	一般廃棄物処理手数料改定について	教	育	厚	生	委	員	会
昭55. 1. 28	水道料金改定について	建	設	水	道	委	員	会
昭55. 1. 29	一般廃棄物処理手数料改定について	環	境	経	済	委	員	会
昭59. 2. 8	水道料金改定について	建	設	水	道	委	員	会
昭59. 2. 9	一般廃棄物処理手数料改定について	環	境	経	済	委	員	会

# 8 特別委員会設置状況

	委 員	会	名		訍	世 置	期	間
	衣1号線 する調				昭	38. 10	). 3 <b>~</b> 39.	1. 27
水	資 源	開発	調	査	昭	40. 6	6. 28 <b>~</b> 42.	3. 22
異	常渇	水	対	策	昭	42. 10	). 2 <b>~</b> 43.	3. 16
公	害、	交 通	対	策	昭	44. 3	3. 17 <b>~4</b> 5.	6. 20
					昭	45. 6	6. 20 <b>~</b> 46.	3. 13
					昭	46. 7	7. 13 <b>~4</b> 7.	3. 10
					昭	47. 3	3. 10 <b>~</b> 48.	3. 9
					昭	48. 3	3. 9 <b>~</b> 49.	3. 11
公	害	対		策	昭	49. 3	3. 11 <b>~</b> 50.	3. 10
					昭	50. 7	7. 14 <b>~</b> 51.	3. 9
					昭	51. 3	3. 10 <b>~</b> 52.	3. 8
					昭	52. 3	3. 8 <b>∼</b> 53.	3. 7
					昭	53. 3	3. 7 <b>∼</b> 54.	3. 1
					昭	45. 6	6. 20 <b>~</b> 46.	3. 13
					昭	46. 7	7. 13 <b>~</b> 47.	3. 10
					昭	47. 3	3. 10 <b>~</b> 48.	3. 9
交	通	対		策	平	5. 3	3. 26 <b>~</b> 6.	3. 2
					平	9. 3	3. 27 <b>~</b> 10.	3. 4
					平	12. 3	3. 22 <b>~</b> 13.	3. 2
					令	元. 7	7. 2 <b>~</b> 2.	2. 21
	京土地区 す る 調				昭	46.	7. 8 <b>~</b> 46	10. 11
三重	直村編入	に関す	る調	査	昭	46. 12	2. 22~47.	. 11. 27
					昭	47. 3	3. 30 <b>~</b> 48.	3. 9
水	道事	業	対	策	昭	48. 3	3. 9 <b>~</b> 49.	3. 11
					昭	<u>49.</u> 3	3. 11 <b>~</b> 50.	3. 10
± •	ᇍᄼᆂᇎ	左中 57		+ 4=	昭	48. 12	2. 21~49.	3. 11
η E	民生活习	文正 煞		東	昭	49. 3	3. 11 <b>~</b> 50.	3. 10
					昭	48. 3	3. 9 <b>~</b> 49.	3. 11
					昭	49. 3	3. 11 <b>~</b> 50.	3. 10
					昭	50. 7	7. 14 <b>~</b> 51.	3. 9
					昭	51. 3	3. 10 <b>~</b> 52.	3. 8
					昭	52. 3	3. 8 <b>∼</b> 53.	3. 7
					昭	53. 3	3. 7 <b>∼</b> 54.	3. 1
都	市交	通	対	策	昭	54. 7	7. 13 <b>~</b> 56.	3. 4
(IE	ע נוו	. 111	ניא	來	昭	56. 3	3. <b>4~</b> 58.	3. 2
					昭	58. 7	7. 15 <b>~</b> 60.	3. 6
					昭	60. 3	3. 6 <b>~</b> 61.	3. 5
					昭	61. 3	3. 5 <b>~</b> 62.	3. 17
					昭	62. 7	7. 13 <b>~</b> 63.	3. 2
					昭	63. 3	3. 28~平:	元. 3. 1
					平	元. 3	3. 27 <b>~</b> 2.	3. 5

委 員 会 名			 設	置	期	間
		昭	50.	7. 1	14~51.	3. 9
h		昭	51.	3. 1	10 <b>~</b> 52.	3. 8
造船不況対	策	昭	52.	3.	8 <b>~</b> 53.	3. 7
		昭	53.	3.	7 <b>~</b> 54.	3. 1
- 'n +	44-	昭	54.	7. 1	13 <b>~</b> 56.	3. 4
不 況 対 	策	昭	56.	3.	<b>4∼</b> 58.	3. 2
*** + ***	<i>h</i> /+	昭	54.	7. 1	13 <b>~</b> 56.	3. 4
都市環境整備対	朿	昭	56.	3.	<b>4∼</b> 58.	3. 2
行 財 政 対	策	昭	56.	12. 2	22 <b>~</b> 58.	3. 2
災 害 対	策	昭	58.	7. 1	15 <b>~</b> 60.	3. 6
		昭	60.	3.	<b>6∼</b> 61.	3. 5
		昭	61.	3.	5 <b>∼</b> 62.	3. 17
		昭	62.	7. 1	13 <b>~</b> 63.	3. 2
産業振興対	策	昭	63.	3. 2	28~平元	₸. 3. 1
		平	元.	3. 2	27 <b>~</b> 2.	3. 5
		平	2.	3. 3	30 <b>~</b> 3.	3. 22
		平	14.	3. 2	26 <b>~</b> 15.	3. 3
行財政健全化対	华	昭	63.	3. 2	28~平元	t. 3. 1
川州以阻土儿刈	水	平	元.	3. 2	27 <b>~</b> 2.	3. 5
都市整備・女神大橋対	策	平	元.	3. 2	27 <b>~</b> 2.	3. 5
女神大橋等交通対	第	平	2.	3. 3	30 <b>~</b> 3.	3. 22
~ 〒 八 個 寸 入 週 刈		平	3.	7.	<b>4∼</b> 5.	3. 2
	策	平	2.	3. 3	30 <b>~</b> 3.	3. 22
		平	3.	7.	<b>4∼</b> 5.	3. 2
都市整備対		平	5.	3. 2	26 <b>∼</b> 6.	3. 2
HIS 115 TE NW V.)	~~	平	10.		<b>4∼</b> 11.	3. 4
		平	14.	3. 2	26 <b>~</b> 15.	3. 3
		平	20.		17~21.	
経済活性	化	平	3.		<b>4∼</b> 5.	3. 2
観光振興対	策	平	5.		26 <b>∼</b> 6.	3. 2
70 70 70	-1*	平	13.		23 <b>~</b> 14.	3. 4
高齢者福祉対	策	平	6.		28 <b>~</b> 7.	3. 2
		平	7.		<b>7∼</b> 8.	3. 4
産業振興・不況対	策	平	6.		<u>2</u> 8 <b>∼</b> 7.	3. 2
		平	6.		28 <b>~</b> 7.	3. 2
都市整備・交通対	策	平	7.		<b>7∼</b> 8.	3. 4
		平	30.		<u>15∼31.</u>	
		平	7.		<b>7∼</b> 8.	3. 4
経済活性化対	策	平	8.		28 <b>~</b> 9.	3. 3
	邓	平	9.		27 <b>~</b> 10.	
		平			4~11.	
市庁舎・病院建	設	平	7.	7.	<b>7∼</b> 8.	3. 4

委員会名	設	置	期	間
	平	8. 3.	28~ 9.	3. 3
  高齢福祉・少子化対策	平	9. 3.	27~10.	3. 4
	平		<b>4~</b> 11.	
	平		28~ 9.	
まちづくり対策	平		27~10.	
市立病院対策	平		28~ 9.	
環境問題調査対策	平	10. 3.	4~11.	3. 4
社会福祉法人マルコ会に 関 す る 調 査 (100 条)	平	10. 6.	15~10	9. 1
<b>立十六声响净</b> 和	平	12. 3.	22~13.	3. 2
新市立病院建設	平	17. 3.	25 <b>~</b> 18.	3. 2
景 気 対 策	平	12. 3.	22~13.	3. 2
史跡・文化財等対策	平	13. 3.	23~14.	3. 4
雇 用 対 策	平	13. 3.	23~14.	3. 4
准 用 刈 束	平	15. 7.	2 <b>~</b> 16.	3. 2
観光・文化財対策	平	14. 3.	26 <b>~</b> 15.	3. 3
行 財 政 改 革	平	14. 3.	26 <b>~</b> 15.	3. 3
政治倫理検討	平	14. 11.	20~15.	3. 25
以石黑垤陕的	平	17. 9.	22~18.	3. 28
斜面地整備促進	平	15. 7.	2 <b>~</b> 16.	3. 2
  水 産 振 興	平	15. 7.	2 <b>~</b> 16.	3. 2
八 连 派 夹	平	16. 3.	24~17.	3. 2
斜面地・中心市街地	平	16. 3.	24~17.	3. 2
	平	16. 3.	24~17.	3. 2
観 光 振 興	平	18. 3.	28 <b>~</b> 19.	2. 27
	平	25. 3.	18~26.	2. 21
	平	17. 3.	25 <b>~</b> 18.	3. 2
地 域 振 興	平	18. 3.	28~19.	2. 27
	平	19. 6.	29~20.	2. 22
農業振興	平	17. 3.	25 <b>~</b> 18.	3. 2
及 未 派 央	平	18. 3.	28~19.	2. 27
産 業 振 興	平	19. 6.	29~20.	2. 22
安全・安心まちづくり	平	19. 6.	29~20.	2. 22
世界遺産推進	平	20. 3.	17~21.	2. 24
	平	26. 3.	14~27.	2. 20
バイオラボ株式会社 に対する企業立地奨 励金交付等に関する 調査(100条)	平	20. 12.	12~21	6. 5
地域医療・新市立病院建設	平	21. 3.	19~22.	2. 23
産業振興・雇用対策	平	21. 3.	19~22.	2. 23
ス ポ ー ツ 振 興	平		19~22.	
議会基本条例検討	平		18~22.	
環 境 対 策	平	22. 3.	19~23.	2. 22

委 員 会 名		設	置期	間
公共施設利活用	平	22.	3. 19 <b>~</b> 23.	2. 22
防 災 対 策	平	23.	6. 26 <b>~</b> 24.	2. 22
防  災  対  策  	令	元.	7. 2 <b>~</b> 2.	2. 21
次世代エネルギー利活用	平	23.	6. 26 <b>~</b> 24.	2. 22
土 亡 今 神 訊	平	23.	6. 26 <b>~</b> 24.	2. 22
市 庁 舎 建 設	平	24.	3. 16 <b>~</b> 25.	2. 21
国際観光戦略	平	24.	3. 16 <b>~</b> 25.	2. 21
福 祉 対 策	平	24.	3. 16 <b>~</b> 25.	2. 21
まちなか整備対策	平	25.	3. 18 <b>~</b> 26.	2. 21
市庁舎・支所機能再編検討	平	25.	3. 18 <b>~</b> 26.	2. 21
人口減少・高齢化対策	平	26.	3. 14 <b>~</b> 27.	2. 20
都市再生・財政問題	平	26.	3. 14 <b>~</b> 27.	2. 20
地 方 創 生 対 策	平	27.	6. 29 <b>~</b> 28.	2. 19
世界遺産・観光客受入対策	平	27.	6. 29 <b>~</b> 28.	2. 19
	平	27.	6. 29 <b>~</b> 28.	2. 19
長崎駅周辺再整備	平	28.	3. 11 <b>~</b> 29.	2. 22
	平	29.	3. 16 <b>~</b> 30.	2. 21
知少安亚了特殊	平	28.	3. 11~29.	2. 22
観光客受入対策	平	29.	3. 16 <b>~</b> 30.	2. 21
定住人口対策	平	28.	3. 11~29.	2. 22
雇用・人口減少対策	平	29.	3. 16 <b>~</b> 30.	2. 21
地域づくり・人口減少対策	平	30.	3. 15 <b>~</b> 31.	2. 22
コンベンション誘致対策	平	30.	3. 15 <b>~</b> 31.	2. 22
周辺地区まちづくり対策	令	元.	7. 2 <b>~</b> 2.	2. 21
医膝取用切数供 六条丝统丛体	令	2.	3. 13 <b>~</b> 3.	2. 22
長崎駅周辺整備・交通結節対策	令	3.	3. 9 <b>~</b> 4.	2. 21
観 光 客 誘 致 対 策	令	2.	3. 13 <b>~</b> 3.	2. 22
人 口 減 少 対 策	令	2.	3. 13 <b>~</b> 3.	2. 22
ポストコロナ級这分等	令	3.	3. 9 <b>~</b> 4.	2. 21
ポストコロナ経済対策	令	4.	3. 11 <b>~</b>	
ポストコロナ交流人口拡大対策	令	3.	3. 9 <b>~</b> 4.	2. 21
ゼロカーボンシティ長崎推進	令	4.	3.11~	
観 光 客 誘 致 · 受 入 対 策	令	4.	3.11~	

# 議会費予算等

## 1 令和4年度一般会計当初予算(議会費)

(単位:千円)

Þ	<u> </u>		分		予	算	額	į	Z	ζ		分		7	7	算	額	
報				酬		31	5, 25	5	需		用		費			1.	5, 532	
給				料		8	5, 532	2	役		務		費			,	7, 585	
職	員	手	当	等		17	0, 59	5	委		託		料				8, 372	
共	:	済		費		12	8, 540	0	使 用	料及	なび	賃 借	料				5, 411	
報	,	償		費			200	0	備	品	購	入	費				75	
旅				費		3	7, 48	3	負担金	金、補	助及	び交付	金			7	4, 456	
交		際		費			1,800	0	公		課		費				84	
											計					850	0,920	

#### (主な予算内容)

(1) 議員給与費	508, 287千円
	300, 201
(2) 職員給与費	168,680千円
(3) 交際費	1,800千円
(4) 議会活動費	161,089千円
アの政務活動費	72,000千円
イ 活動諸費	72,757千円
ウ 議会広報紙発行費	10,563千円
エ 本会議ケーブルテレビ放映費	1,691千円
オ 本会議インターネット配信費	2,308千円
力 本会議中継手話通訳費	756千円
キ 議会会議録検索システム運営費	1,014千円
(5) 事務費	11,064千円

## 2 議員報酬 (月額)

区		分	現行額 (平成23.5.1改定)	従前の額(平成15.4.1改定)
議		長	737,000円	750,000円
副	議	長	673, 000円	685,000円
議		員	619,000円	630, 000円

- **3 期末手当** 年間3.25月分(6月支給 1.625月分、12月支給 1.625月分)×1.35(加算率)
- **4 費用弁償**(H17.1.1廃止) ※廃止前は、一律9,000円(H8.4.1改定)

## 5 旅 費(令和4年度当初予算)

(1)	行政調査旅費	16,000千円	ア	常任委員会	10,000千円	(1人当たり	250千円)
			1	議会運営委員会	1,500千円	(1人当たり	150千円)
			ウ	特別委員会	4,500千円	(1人当たり	150千円)
(2)	陳情旅費	1,407千円					
(3)	海外視察調査旅費	7,900千円	<b>※</b> 3	3 期以上の議員	1人当たり	1,000千円(	7人分)
			2	2期の議員	1人当たり	300千円 (	3人分)

- 6 政務活動費(平成12年度までは市政調査研究費補助金、平成24年度までは政務調査費として交付)
  - (1) 交付基準……各月1日に在職する議員に対し、月額150,000円を交付する。
  - (2) 交付方法……申請に基づき、年2回に分け交付する。

実施年月日 S 52. 4. 1 20,000円 30,000円 改定 " S 55. 6.1 改定 " S 59. 4.1 28,500円 改定 " 80,000円 H4.4.1 改定 " H6.4.1 90,000円 改定 " H12.4.1 100,000円 改定 〃 H17. 1. 1

150,000円 ノ※ H17.4.1から議員個人に交付

#### 7 長崎市議会史

市制施行100周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、 先賢の業績を後世に伝えるとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和59年から「長崎市 議会史」の編さんに取り組んできたが、平成9年3月、記述編第3巻の発刊をもって、その全てが完成し た。

○ 構 成 【記述編】市制施行から昭和42年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災 からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

【資料編】明治22年の市制施行から昭和63年までの議会関係の法規の変遷や、平成3年までの歴代の議員名簿などを収録。

- 体 裁 A5判 全5巻(記述編1、2、3 資料編1、2)
- 発刊等の状況

編別	巻	収 録 内 容	規格	頁 数	発行部数	発刊年度
記	1	明治22年4月から 大正15年6月まで	判	頁 697	部	平成6年度
述編	2	大正15年7月から 昭和22年3月まで		986		平成7年度
лУ <del>ш</del>	3	昭和22年4月から 昭和42年3月まで	A 5	1, 304	1,000	平成8年度
資 料	1	法規関係、議決事件		1, 733		平成2年度
編	2	名簿、選挙、施政 方針説明		1, 334		平成4年度

# 議会事務局

#### 1 機 構

(R4.4.1現在) 定数 24人 現員 23人 会計年度任用 8人



## 2 議 会 刊 行 物

(令和3年度実績)

区分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規格	配付対象
会 議 録	4	81	A 4	議員、各関係機関
常任委員会会議録	5	1 委員会19	A 4	会派、各関係機関
特別委員会調査報告書	1	65	A 4	会派、理事者、各関係機関
市 議 会 だ よ り (S24~49.1) (S56.5~)	4	154,225 (1回当たり)	A 4	議員、全世帯
調 査 資 料 報 (S29.3~)	4	55 (1回当たり)	A 4	議員、各関係機関
市 政 概 要	1	32	A 4	会派、各関係機関
議員ハンドブック	1	120	新書判	議員、各関係機関

※改選時には、「市議会だより臨時号」、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

## 3 議 会 情 報

- (1) ケーブルテレビでの本会議生放映(平成13年3月定例会~)
- (2) 議会会議録検索システムの運用(平成15年10月1日~)
- (3) ホームページでの本会議生中継(平成17年6月定例会~) ※平成28年9月定例会からスマートフォン対応配信
- (4) ホームページでの本会議録画中継(平成18年6月定例会~)
- (5) YouTubeでの本会議録画中継配信(平成25年9月定例会~)
- (6) 議会事務局Facebookの運用(平成26年6月定例会~)
- (7) 本会議中継での手話通訳(平成30年6月定例会~)
- (8) 長崎市公式LINEでの情報発信(令和4年1月~)

選

偨

	長崎市議	長崎市議会議員選挙の記録	の記録								
	執行年月日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第 10 回
区分		S22. 4. 30	S26. 4. 23	S30. 4. 30	S34. 4. 30	S38. 4. 30	S42. 4. 28	S46. 4. 25	S50. 4. 27	S54. 4. 22	S58. 4. 24
沠	日有権者数(人)	97, 075	131, 063	160, 436	182, 312	222, 603	236, 957	268, 372	293, 115	298, 096	308, 287
茶	:票者数(人)	68, 601	113, 588	126, 458	145, 798	168, 329	177, 645	198, 027	224, 278	233, 403	237, 672
茶	(%)	70.67	86. 67	78.82	79.97	75.62	74.97	73. 79	76.52	78.30	77.09
議	員法定数(人)	40	44	44	48	48	55	25	52	55	55
⋘	: 例 定 数(人)				44		48	48	48	48	48
立	: 候補者数(人)	133	177	133	107	88	84	78	91	72	63
拉	立候補者数/定数	3, 33	4.02	3.02	2. 43	1.83	1.75	1.63	1.90	1.50	1.31
	最高得票数	1, 400	1, 355	2, 938	2, 665	3, 173	4, 343	4, 435	4, 412	5, 116	5, 526
汌	最低得票数	614	820	1, 093	1, 485	1, 915	1, 984	2, 225	2, 422	2, 917	3, 228
[편 건 / 1	1人平均得票数	I	766	1, 448	1,804	2, 272	2, 579	2, 959	3,010	3, 631	4,092
Ŋ	最高年齡(歲)	22	62	29	65	69	71	70	72	65	64
≁	最低年齡(歳)	59	36	27	31	34	28	25	59	31	31
	平均年齢(歳)	45	49	51	51	54	20	20	48	47	48

	執行年月日	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回
区分		S62. 4. 26	Н 3.4.21	Н 7.4.23	H11. 4. 25	H15. 4. 27	H19. 4. 22	H23. 4. 24	H27. 4. 26	H31. 4. 21
ווג	当日有権者数(人)	315, 032	320, 939	327, 560	328, 979	330, 516	旧市 328, 968 旧町 35, 213	360, 164	354, 203	350, 395
<del>1(.)</del>	投票者数(人)	241, 607	231, 009	222, 455	209, 497	190, 508	旧市 179, 090 ※1 旧町 19, 770	191, 970	162, 105	165, 826
<del>1// )</del>	投票率(%)	76.69	71.98	67.91	63. 68	57.64	旧市 54.44旧町平均 71.26	53.30	45.77	47.33
福度	議員法定数(人)	52	52	52	52	46	46	46	法改正により撤廃	I
417	条 例 定 数(人)	48	48	48	46	44	44 合併特例(51)	40	40	40
7-1	立候補者数(人)	28	52	51	55	56	旧市47旧町15	52	54	45
7-1	立候補者数/定数	1.21	1.08	1.06	1.20	1.27	旧市 1.07 旧町平均 2.14	1.30	1.35	1.13
	最高得票数	6, 664	6, 426	5,817	5, 440	4,847	旧市 6,010 旧町 4,789	5, 461	6, 361	5, 950
汌	最低得票数	3,605	3, 508	3, 399	3, 207	2, 974	旧市 2, 546 旧町 309	2, 922	2, 536. 093	2, 112. 110
辨	1人平均得票数	4, 358	4, 497	4, 394	4, 036	3,872	旧市 3,845 旧町 1,875	4, 050	3, 354	3,857
Á	最高年齡(歲)	65	69	73	71	70	71	75	77	81
≁	最低年齡(歳)	35	32	36	35	39	26	35	34	31
	平均年齡(歳)	48	20	52	54	99	56	57	22	28
						7414				

※1 外衛選挙区は、無投票のため含まない。